

事務連絡
令和4年9月12日

関係者 各位

西原選挙管理委員会
委員長 嘉手苺 右和

投票用紙の交付誤りについて（お詫び）

令和4年9月11日執行沖縄県知事選挙に係る選挙事務に関し、西原町選挙管理委員会において以下の事例が発生しましたのでお詫び申し上げます。

記

【事例1】

令和4年9月11日10時～11時の間、西原町の投票所において、選挙人1名が名簿対照係の受付・照合を行わずに投票用紙交付係の所へ向かった。

投票用紙交付係では、当該選挙人の入場券の県知事選挙欄に照合印を押した後、名簿対照の照合印がないことに気づき、名簿対照係へ案内した。

名簿対照係では、既に投票用紙交付係の照合印が押してあるため、県知事選挙は投票済みと誤認し、町議選の投票へ案内をした。

当該選挙人は知事選挙の投票は行わずに投票所を出ており、その後の来場はなかった。

【原因】

名簿対照係の前の通路が複数人通過できるようになっており、混雑の中1人1人を十分に確認できなかったことと、名簿係と用紙交付係の連携が不十分であった。

【事例2】

令和4年9月11日11時～12時の間、西原町の投票所において、既に期日前投票で知事選が投票済みだった選挙人に対し、再度知事選の投票用紙を交付して投票させた。

【原因】

当該選挙人は入場券を持たずに来場しており、投票所で再交付した入場券で投票所へ入場したが、名簿対照係において投票状況の確認が不十分であり、知事選が投票済みであることを見落とした。

【西原町選挙管理委員会における対応】

速やかに県選挙管理委員会へ報告後、名簿対照係の前の通路をせまくして1人ずつしか通れないようにし、投票状況の確認を徹底するとともに、名簿対照係と用紙交付係の連携を強化した。

※尚、西原町議会議員選挙には影響はございません。